

# 障害者相談員(非常勤嘱託職員)の採用募集案内

令和元年7月5日  
奈良県福祉医療部障害福祉課

## 1. 募集内容

採用職種	勤務場所	採用人数	職務内容
障害者相談員 (非常勤嘱託職員)	奈良県福祉医療部 障害福祉課	1名	平成28年4月1日に全面施行された「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」に基づき設置される障害者相談員として、相談業務のほか、関係者・関係機関との連絡調整、奈良県障害者相談等調整委員会業務や条例の普及啓発の企画立案への参画業務。

## 2. 任用期間

令和元年8月1日～令和2年3月31日（勤務状況により更新あり）

## 3. 応募資格

次の（1）から（3）の要件をすべて満たす人

- 資格要件  
社会福祉士、精神保健福祉士又は特別支援学校教諭免許所持者
- 国籍要件  
不要（但し、在留活動制限のない在留資格が必要）
- その他  
地方公務員法第16条（下欄記載）に該当しないこと

- 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 奈良県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 4. 選考方法

- 一次選考 書類（応募書、資格証（写し）、課題作文）による選考
- 二次選考 個別面接

## 5. 選考日程

	日 程	会 場
一次選考 (書類選考)	令和元年7月19日（金）【必着】 までに必要書類を提出してください	
二次選考 (面接選考)	令和元年7月26日（金）（予定） 【一次選考の合格者に対し実施します。】	奈良県庁本庁舎内 (奈良市登大路町30)
合格者発表	令和元年7月29日（月）（予定） 【二次選考出席者全員に郵送にて合否を通知します】	

## 6. 応募手続

必要書類	<p>① 「障害者相談員(非常勤嘱託職員)採用 応募書」 ◆写真添付(写真は、たて4.5cm×よこ3.5cm、上半身脱帽、正面向で3ヶ月以内に撮影したもの。白黒、カラーは問わない。)</p> <p>② 資格証の写し</p> <p>③ 課題作文 ※別紙の「課題作文 作成要領」に従い作成してください。</p> <p>④ 返信用封筒(2通) (長型3号の封筒に242円分の切手を貼り、宛先に応募者の郵便番号、住所及び氏名を明記したものを2通)</p>
応募方法	<p>必要書類を角型2号の封筒に入れて、下記の宛先へ<u>特定記録郵便</u>で郵送してください。</p> <p>&lt;宛先&gt; 〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県福祉医療部障害福祉課 あて ※「<u>障害者相談員(非常勤嘱託職員)応募書</u>在中」と朱書きしてください。</p>
受付	<p>令和元年7月5日(金)～令和元年7月19日(金) (※令和元年7月19日必着)</p>

## 7. 勤務条件等

### (1) 勤務時間等

- ・週3日勤務(土曜日、日曜日、国民の祝日、12/29～1/3を除く)
- ・午前9時～午後5時15分(昼休憩1時間)
- ・年次有給休暇等の付与は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例等に基づき付与されます。

### (2) 報酬等

報酬日額	9,010円
通勤手当	各々の条件に応じて支給
公務上の災害又は通勤による災害に対する補償	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例、労働者災害補償保険法及び地方公務員災害補償法の定めるところによる。
社会保険等の加入	健康保険法、厚生年金保険法及び雇用保険法に定めるところによる。

※勤務条件等は、令和元年7月1日現在の条件で記載しています。